

建築士事務所報酬基準見直し

標準外業務明確化を

㈱国交省住宅局長自民議連で説明

国土交通省は、建築士事務所の業務報酬基準を見直す際、設計着手前の企画作業といった標準外業務を明確に規定する方針を固めた。㈱正剛住宅局長が、15日に開かれた自民党建築設計議員連盟（額賀福志郎会長）の総会で明らかにした。建築士の報酬基準を定めた告示1206号に、標準外業務の内容と一般的な業務量を盛り込み、建築士事務所が施工と交渉する際に適用できるようにする。國交省は、社会資本整備審議会（國交相の諮問機関）の建築分科会業務報酬基準・工事監理小委員会（委員長・久保哲夫東大大学院教授）で細部を詰めており、12月までに公表される。

同日の会合では、日本建築士事務所協会連合会（日事連三栖邦博会長）が改正建築士法などの施行へ向けた要望を行った。冒頭、額賀同議連会三栖日事連会長は、「業務報酬基準について「標

準外業務が（実態では）標準内になつている」と指摘したほか、設計業務の高度化への対応や報酬基準の実効性の向上、定期的な見直しの実施を要請。建築士事務所登録機関に事務所協会を指定するよう支援を求めるなどもに、指定期に必要な関連規定を早期に公表することも要望した。法改正の国民への周知徹底も求めた。

建築士事務所の報酬基準では、標準外業務の扱い住居局長通知にとどまつておらず、告示には盛り込まれていない。このため神住局長は「標準外業務を告示に取り込む方向で直したい。CADや環境アセスメントなどを加えるイメージだ」への考え方を示した。